

フォークリフト荷役技能検定に関する Q&A (受検者向け)

技能検定の趣旨・メリット

Q1 技能検定を受検すると、どのようなメリットがありますか（企業、労働者）。

A ○ 企業にとってのメリット

社内的には、フォークリフト運転者が技能検定の 1 級、2 級の取得を目標として自主的に安全、正確、迅速に作業を行う能力向上に努力するので、労働災害防止、荷物事故防止、作業効率向上に寄与します。また、フォークリフト荷役技能検定合格者は、一般のフォークリフト運転者に対する指導的立場の者となるため、社内における指導員の養成を図ることができます。

社外的には、一定の技能評価を受けた者（技能検定合格者）がフォークリフト荷役作業に従事していることを公表することにより、企業の対外的な評価も高まります。

○ 運転者(労働者)個人のメリット

社内的には、安全で正確、さらに迅速な荷役作業への意識付けが図られるとともに、自らの技能が客観的に評価される検定合格に向けて、技能向上への意欲促進と同時に社内的にも評価されます。

社外的にも、フォークリフト荷役技能検定合格者は、フォークリフト荷役作業における企業が求める有能な人材の資格要件として、評価が得られます。

技能検定の職種・作業

Q1 リーチフォークリフトの検定は行わないのですか。

A 「リーチフォークリフト荷役作業」として検定を検討したいと考えています。

Q2 陸運業以外も対象となりますか。

A フォークリフトは陸運事業場のみならず、製造業、商業等の業種において幅広く使用されており、すべての業種が対象となります。

受検資格等

Q1 検定 1 級の受検資格となる、フォークリフト荷役技能検定 2 級合格後 2 年以上の実務経験の起算日はいつですか。

A 合格した検定 2 級試験の実施日を起算日とします。

Q2 2 級検定試験の受検資格要件である、フォークリフト運転技能講習修了後 2 年以上の実務経験は、どのように確認されるのですか。

A 受検申請書の実務経験欄に、実務の年数及び主な作業内容等記載させることで確認します。特に事業主証明を添付させることは考えていません。

技能検定試験

Q1 1級の検定はいつ頃から実施する予定ですか。

A 平成28年度の2級検定試験の実施結果等を踏まえ、実施開始時期を検討します。

Q2 学科試験と実技試験は別々に受検できますか。

A 平成28年度から、学科試験と実技試験は別々に受検できます。受検申請書の試験科目(学科・実技)のうち受検する試験科目を選択し申し込んでください。

なお、学科試験又は実技試験の免除者が受検する場合、学科試験が満点の80%以上の者で当該年度に実技試験を受験する場合、及び実技試験において点検試験及び運転試験の合計点数がその満点の80%以上で、かつ点検試験及び運転試験の点数がいずれもそれぞれの満点の60%以上の者で当該年度に学科試験を受検する場合を除きます。

Q3 4月27日の試験実施地は、全国で7か所と少ないですが、今後、試験実施地の拡大及び試験実施回数は増加するのでしょうか。

A 今回(平成28年度第1回)の試験実施地は、全国で7か所(各20名)ですが、平成28年度は、年2回実施とし、次回(平成28年度第2回)は、新たに岩手、秋田、宮城など全国11か所に試験実施地を拡大して実施する予定です。さらに、平成29年度には、全国20か所以上及び複数回の実施が可能になるよう準備を進めています。

Q4 企業として多くの従業員に受検をさせたい時に、試験について特別な対応は可能ですか。

A 実技試験について、一定の受検者が確保され、かつ条件を満足するフォークリフト(点検試験用、運転試験用)及び運転試験コースが用意できる企業(事業場)については、出張での実技試験の実施も検討しています。なお、学科試験は、全国統一日に受検していただきます。

試験問題等

Q1 学科試験問題は、持ち帰りできますか。また、過去の学科試験問題も提供する予定はありますか。

A 学科試験問題の持ち帰り、及び過去問の提供は実施する予定です。

技能検定試験の合格者

Q1 バッジ等の作成予定は計画されていますか。

A 希望者に有料で交付する方向で検討したいと考えています。

Q2 検定試験合格後に事故、災害を発生させた場合、合格証の取り消しは行われるのでしょうか。

A 現時点で、取り消しは考えていません。

受検準備等

Q1 受検に参考となる図書等にはどのようなものがありますか。

A 参考テキスト等：フォークリフト運転士テキスト(発行：中央労働災害防止協会)、

はい作業主任者技能講習テキスト（発行：陸上貨物運送事業労働災害防止協会）、フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト（発行：陸上貨物運送事業労働災害防止協会）、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全ガイドライン（厚生労働省：平成 25 年 3 月 25 日付け基発第 0325 第 1 号）

技能検定の更新

Q1 更新時のフォークリフト運転従事者教育受講が要件となっていますが、企業内で実施したものでもよろしいですか。

A 良いと判断しています。

Q2 Q1 に付随してですが、検定試験では実技試験によって技能の程度を評価していますが、更新時に技能の再評価を実施しないのは何故ですか。

A 運転（点検含む）技能については、実務経験年数に応じて向上すると考えられることから再評価は実施しませんが、学科については、最新の法令を理解してもらうことが必要であることから、更新時に、フォークリフト運転業務従事者教育受講の修了を条件とするものです。

Q3 Q1 に付随してですが、5 年以内にフォークリフト運転従事者教育を受講しなかった場合の更新手続きは、どのようになりますか。

A 5 年以内にフォークリフト運転従事者教育を受講していなかった場合でも、フォークリフト運転従事者教育を受講いただいた後に、更新手続きを行います。

国の技能検定との関係

Q1 フォークリフト荷役技能検定は、職業能力開発促進法に基づく国家検定制度として実施される職種に含まれていますか。

A 当協会が実施する「フォークリフト荷役技能検定」は、国会検定制度に基づき、都道府県職業能力開発協会が実施する 114 職種及び民間の試験機関が実施する 14 職種には、現在は指定されているものではなく、当協会が独自に技能を検定する制度です。
なお、今後の状況を踏まえ、当協会が民間の指定試験機関となることも検討しています。

Q2 今後、法令の技能検定として実施する予定はありますか。

A 当協会が法令に基づく技能検定を民間の指定試験機関として実施することについては、今後の状況を踏まえ、検討していきたいと思っております。